CORPORATE GOVERNANCE

NIPPON SHINDO CO.,LTD.

最終更新日:2019年6月26日 日本伸銅株式会社

代表取締役社長 窪田 誠

問合せ先:管理統括部 経理課 072-229-0346

証券コード: 5753

http://www.nippon-shindo.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

【基本的な考え方】

当社は、経営理念に基づき、株主をはじめ多様なステークホルダーからの信頼に応えることと、内部統制体制の構築と実効的な運用を通じて経営の健全性を確保することで、中長期的な事業の発展と企業価値の向上に努めるために、以下の5点を基本方針に掲げ、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

- (1)株主の権利・平等性の確保に努めます。
- (2)株主以外のステークホルダー(お客様、お取引先様、債権者、地域社会、従業員等)との適切な協働に努めます。
- (3)適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- (4)取締役会において透明・公正かつ迅速・果断な意思決定が行われるよう、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- (5)持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話に努めます。

【経営理念】

- (1)良いものだけを、安く、早く、たくさん生産することで、社会に貢献します。
- (2)努力するに値するプロの仕事と、働きがいのある職場を提供することで、社会に貢献します。
- (3)期待され、期待に応え、期待を超えるため、弛みない努力を重ねます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

現在、当社における機関投資家や海外投資家の持株比率は、相対的に低いと考えており、効率性等の観点から、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知等の英訳は実施しておりません。今後、機関投資家や海外投資家の持株比率の推移を踏まえつつ、検討してまいりたいと考えております。

【原則3-1】

当社は、競争優位性を保持する観点から、経営戦略及び経営計画の詳細については、開示することを差し控えてまいりましたが、今後、開示でき る範囲について検討してまいります。

【補充原則4-3 】

具体的な解任基準は定めておりませんが、職務執行に不正または重大な法令・規則違反等があった場合は、解任することとしております。 【補充原則4-10】

当社は、任意の指名委員会・報酬委員会などの独立した諮問委員会は設置しておりませんが、取締役候補の選任や取締役の報酬等については、監査等委員会に諮問を行い、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ております。

【原則4-11】

現在、女性や外国人の取締役を選任しておりませんが、取締役会は、当社事業分野に精通した業務執行取締役と豊富な知見を有する社外取締役を組み合わせており、人材のバランスに配慮しております。

【原則5-2】

当社は現段階において経営計画を公表しておりませんが、資本コストを把握したうえで事業ポートフォリオの見直し、設備投資、研究開発投資、人材投資等を含む経営計画を作成し、今後、開示できる範囲について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づ〈開示】 更新

【原則1-4】

1.政策保有に関する方針

当社が今後も成長を続けるためには、生産・販売等の過程において、様々な企業との協力関係が不可欠であると考えております。そのため、事業 戦略、取引先との事業上の関係、さらには地域社会との関係維持などを総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上に資すると認められる場合 に、政策保有株式として保有しています。

2. 議決権行使に関する基本方針

議決権の行使は、画一的な基準で賛否を判断するのではな〈、当該投資先企業の経営方針、事業戦略等を十分尊重した上で、中長期的な企業 価値の向上に資するか否かの観点から判断して行います。

なお、2019年5月20日開催の取締役会において、政策保有株式の保有の適否について検証した結果、すべての保有株式について保有の妥当性があることを確認しております。

【原則1-7】

当社では、取締役が競業取引及び利益相反取引を行う場合は、取締役会で承認を得ることとしております。また、主要株主との取引については、一般的取引における条件を意識しつつ、会社や株主共同の利益を害することのないよう、担当取締役等の事前確認及び必要に応じた取締役会での審議など、会社に不利益とならない体制を整えております。

【原則2-6】

当社では、株式を運用対象としない一般勘定のみで運用を行っている、規約型確定給付企業年金制度を導入しておりますが、適切な資質を持った当社役職員が運用受託機関に対するモニタリングを行い、運用受託機関の選定を行っています。 【原則3-1】

1.会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念については、上記「1.基本的な考え方」に記載の通りです。

2.コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1.基本的な考え方」に記載の通りです。

3.経営陣幹部・取締役の報酬決定方針と手続

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬の額は、株主総会で決議された報酬枠を限度として、個々の職責及び実績、会社業績や過去の 支給実績等を勘案し、検討しております。

上記方針に基づき、監査等委員会に諮問を行い、取締役会の授権を受けた代表取締役会長が個別の金額を決定しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬の額は、株主総会で決議された報酬枠を限度として、常勤と非常勤の別、個々の職責等を勘案し、監査等 委員の協議により個別の金額を決定しております。

4.経営陣幹部及び取締役候補者の選任方針と手続

取締役候補者の選任方針については、各専門分野をカバーできるバランスを確保しつつ、的確かつ迅速な意思決定が行えるよう、適材適所の観 点から総合的に検討しております。

候補者の指名については、上記の観点より、代表取締役会長が監査等委員会に諮問を行ったうえで、取締役会で決議し、株主総会の議案として 上程しております。

5.取締役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

取締役候補者の選任理由について、株主総会招集ご通知参考書類に記載しております。

【補充原則4-1-1】

当社では、取締役会で審議・決定する事項を取締役会規則に定め、法令・定款・取締役会規則に従って取締役会を運営しております。また、経営 幹部は、法令・定款・取締役会規則等に基づき、取引・業務の規模や性質に応じて定めた職務権限規程及び稟議規程等に従って、取締役会で決 定された経営の基本方針及び経営計画に即して業務執行を行っております。

【原則4-9】

当社は、会社法上の要件に加え、金融商品取引所が定める独立性基準を参考に、各分野での経験と見識に基づく視点から経営の監督とチェック 機能を期待して独立社外取締役を選任しております。

【補充原則4-11-1】

取締役会の構成については、営業、生産、財務等の各専門分野において、豊富な経験や能力を有する取締役を選任することとし、人材のバラン スに配慮しております。

なお、定款にて独立社外取締役を含め、取締役の数を10名以内としております。

【補充原則4-11-2】

取締役の兼任状況について、株主総会招集通知、有価証券報告書を通じて開示しております。なお、当社の取締役は、自身の受託者責任を踏ま え、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合は、合理的な範囲内に留めております。

【補充原則4-11-3】

当社は、全取締役を対象に2018年度の取締役会の実効性に関するアンケート調査を行い、その結果を取締役会で分析・評価しました。この中で 取締役会全体として概ね十分な実効性が確保されていることを確認しましたが、引き続き、取締役会における議論のさらなる活性化に向けて取り 組むことを共有しました。

【補充原則4-14-2】

各取締役が、その役割と責務を全うする上で、必要な知識・情報を取得する為に、外部セミナー等への参加を希望し、それが当社の取締役として の職務に有用であると認める場合、その費用につきましては、全て会社負担としております。

【原則5-1】

当社は、管理担当役員を統括責任者として活動を行っております。IR活動の主な取り組みとしては、機関投資家等との建設的な対話を念頭に個 別取材に対応することにしており、その際、把握した投資家の意見は、遅滞なく取締役会に報告します。また、情報開示にあたっては、関連法規や 社内規程を遵守し、インサイダー情報管理に留意しております。

2.資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新



| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---------------------------------|-----------|-------|
| 株式会社CKサンエツ | 1,182,900 | 50.11 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 167,100 | 7.07 |
| 根本 竜太郎 | 117,500 | 4.97 |
| 三菱伸銅株式会社 | 100,000 | 4.23 |
| 松井 崇 | 42,400 | 1.79 |
| MSIP CLIENT SECURITIES | 41,900 | 1.77 |
| 細羽 強 | 36,600 | 1.55 |
| 鎌谷 俊紀 | 32,300 | 1.36 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託センコーロ) | 19,900 | 0.84 |
| 小川 賢一 | 10,000 | 0.42 |

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

株式会社CKサンエツ (上場:東京) (コード) 5757

補足説明 ^{更新}

2018年5月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、大和証券投資信託委託株式会社が2018年5月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月末日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者 大和証券投資信託委託株式会社 住所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

保有株券等の数 株式 171,500株

株券等保有割合 7.24%

3.企業属性

| 上場取引所及び市場区分 | 東京第二部 |
|-------------------------|-----------------|
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | 非鉄金属 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員 数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

株式会社CKサンエツの100%子会社であるサンエツ金属株式会社とは、伸銅事業に関する取引関係がありますが、価格その他の取引条件は市場実勢を勘案して決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の親会社である株式会社CKサンエツおよびグループ各社との関係においては、自主・独立性を持ちつつ、綿密な連携を保ち、グループの持続的な成長・発展に努めております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査等委員会設置会社

【取締役関係】

| 定款上の取締役の員数 | 10 名 |
|----------------------------|--------|
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 9名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | | 会社との関係() | | | | | | | | | |
|------------|-----------------|---|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| 以 有 | # 5 1± a | b | С | d | е | f | g | h | i | j | k | |
| 平山 博史 | 弁護士 | | | | | | | | | | | |
| 飯田 成雄 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 監査等 委員 | 独立 役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|-----------|----------|--------------|---|
| 平山 博史 | | | | 弁護士として企業法務の実務に長年に亘り携わっており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただいております。また利害関係を有する立場になく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため独立役員に選任いたしました。 |
| 飯田 成雄 | | | | 金融機関における長年の経験を有しており、その経験と知識を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、当社の取引金融機関である株式会社三菱UFJ銀行出身ですが、利害関係を有する立場になく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため独立役員に選任いたしました。 |

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

| | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役 (名) | 役 社外取締役 委員長 (名) | |
|--------|--------|---------|--------------|--------------------|-------|
| 監査等委員会 | 3 | 1 | 1 | 2 | 社内取締役 |

監査等委員会の職務を補助すべき取締 役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、監査室との連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。 しかしながら、監査等委員会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、管理統括部が監査等委員会の指揮命令の下で職務 を遂行いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員および監査等委員会は、会計監査人から監査計画の概要、監査重点項目、監査結果等について報告を受け、意見交換を行う他、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うなど、会計監査人と緊密な連携を図っております。さらに内部監査部門である監査室とは情報交換や内部監査結果の報告を受けるなど社内での連携を取っており、内部監査部門である監査室、監査等委員、会計監査人は必要に応じ随時意見交換を行うことで相互の連携を高めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、2016年6月27日開催の定時株主総会において、当社の中長期的な視野に立った経営を加速し、当社グループの業績向上と共に中長期的な企業価値の増大への貢献意識を高めることを狙いとして、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対し、業績連動型株式報酬制度の導入を決議し、2016年8月26日に導入しました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明^{更新}

全取締役の支給総額を有価証券報告書、事業報告にて開示しております。

2018年度における取締役(監査等委員を除く)の報酬等の総額は、64百万円(対象員数5名)であります。

2018年度における取締役(監査等委員)の報酬等の総額は、13百万円(対象員数3名)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

経営陣幹部・取締役の報酬決定方針と手続につきましては、【原則3-1】3.に記載の通りです。

【社外取締役のサポート体制】

社内外の情報につきましては、都度、書類の配付、郵送、電子メールなどで伝達しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

| 氏名 | 役職·地位 | 業務内容 | 勤務形態·条件 (常勤·非常勤、報酬有無等) | 社長等退任日 | 任期 |
|----|-------|------|---------------------------|--------|----|
| | | | | | |

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

名

その他の事項

該当事項はありません。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査等委員会設置会社としております。

定例の取締役会を毎月開催しており、経営に関する重要事項の審議、決定ならびに月次決算内容やその他の事業の概況報告などを行っております。なお、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。経営管理上の情報収集にも努め、必要に応じて、金融機関、公認会計士、弁護士等外部専門家の助言を受けており、また、社外取締役(2名)からも、その専門的な知識・経験等を踏まえた有益な助言を得ております。

以上の仕組みにより、的確な経営情報の把握と迅速な意思決定ならびに情報の共有化、そして遂行状況のチェックに努めております。 当社では法令の定めに従い、取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期を1年、監査等委員である取締役の任期を2年としております。 監査等委員は3名(現在は常勤の監査等委員1名、非常勤(社外取締役)の監査等委員2名)で監査等委員会を構成しており、監査等委員会は 毎月1回の頻度で開催することとしております。監査等委員会は、監査方針及び監査計画等に基づき、重要な会議への出席、決裁書類等の閲覧、業務および財産の状況の調査を実施するほか、内部監査部門からの内部監査結果報告や会計監査人との連携等により取締役会の意思決定過程や業務執行取締役の業務執行状況を監視することとしております。

内部監査部門である監査室(1名)は、内部監査規程に基づき従業員の業務活動が経営方針に沿い、法令や会社の諸規程に準拠し適切かつ効果的に行われているかを監査しております。

会計監査人はEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスをより一層充実させるため、監査等委員会設置会社を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|-----------------|--|
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 直近の定時株主総会は、2019年6月25日(火)に開催いたしました。開催日の決定に当たっては、株主の出席の利便性を考慮いたしております。 |

2. IRに関する活動状況

| | | 補足説明 | 代表者 自身に よる説 明の有 無 | | | |
|--|------------------|------------------------------------|-------------------------------|--|--|--|
| | IR資料のホームページ掲載 | 決算短信、四半期決算短信、その他の適時開示資料等を記載しております。 | | | | |
| | IRに関する部署(担当者)の設置 | 情報取扱責任者が対応しております。 | | | | |

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|----------------------------------|--|
| 社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定 | C K サンエツグループの役員及び従業員が遵守すべき規範を定めた「C K サンエツグループ 行動規範」に、規定しております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | IS 014001を認証取得し、環境保全を推進しております。 |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

基本的な考え方(基本方針)

- 1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス基本方針を定め、それを全て の取締役及び使用人に周知徹底させる。
- (2)監査室を設置する。監査室は、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備·運用状況を評価するとともに、維持·改善を図る。
- (3)取締役及び使用人に対し、マニュアルの作成・配布を行うこと等により、取締役及び使用人に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプラ イアンスを尊重する意識を醸成する。
- 2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の意思決定又は取締役に対する報告に関しては、取締役会規則等に基づき適切に保存及び管理するとともに当社の取締役が常時 閲覧できるものとする。
- 3.当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 当社はリスク管理責任者を定めリスク管理体制を構築する。リスク管理責任者は当社及び重要な子会社の各部門とともに潜在するリスクの 抽出、評価を行い、対応策を検討し、実行する。
- 4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社及び子会社は経営会議等を設置し、重要案件については取締役、関連部門責任者等が事前に審議を行うことで取締役の迅速かつ適 正な意思決定を促進する。
- 5. 当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社はコンプライアンス基本方針を定め、当社及び子会社のコンプライアンス体制の構築に努める。
- (2) 当社の子会社の取締役及び使用人は、親会社の経営会議等に出席し、職務の執行に係る事項を報告する。
- (3) 当社は子会社管理規程を定め、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
- (4) 当社はグループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引規程を策定し運用する。
- 6.監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制 監査等委員会が必要とした場合、管理統括部は監査等委員会を補助すべき使用人として、必要な人員を配置する。
- 7.前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、その使用 人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保する。
- 8.監査等委員会の6.の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、その職務にあたっては監査等委員会の指示にのみ従うものとする。
- 9. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
- (1) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社又は子会社に重大な損害を与える事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、当社又は子会社の取締役及び使用人による重大な違反又は不正行為を発見したとき、その他当社の監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに当社の監査等委員会に報告する。
- (2) 当社及び子会社は、当社の監査等委員会への適切な通報体制を確保するものとする。
- (3)当社の監査等委員会は必要に応じて当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び 使用人に対して直接説明を求めることができる。
- (4)上記(1)から(3)の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な扱いをしてはならないものとし、適切に運用するものとする。
- 10.当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生じる費用又は債務の処理については、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これに応じるものとする。

- 11. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
- (2)代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

整備状況

- 1.取締役会において、コンプライアンス基本方針を承認し、周知徹底しています。
- 2.公益通報者保護規程を策定し、内部通報の対応窓口を社長、常勤監査等委員、監査室長と定め、また、事業所ごとに意見箱を設置して、毎月、意見書を回収しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

CKサンエッグループの役員及び従業員が遵守すべき規範を定めた「CKサンエッグループ 行動規範」において、反社会的勢力との関係遮断と介入防止に努める旨を規定しております。

また、警察当局ならびに顧問弁護士等との連携を取り、反社会的勢力に関する情報を交換しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

